

4. 保険金等の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

(1) ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円、％）

項 目	平成13年度末	平成14年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	3,704	1,951
資本の部合計（社外流出予定額、繰延資産及び その他有価証券評価差額金を除く）	3,128	1,101
価格変動準備金	1	0
異常危険準備金	631	1,089
一般貸倒引当金	－	－
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	△ 57	△ 239
土地の含み損益	－	－
負債性資本調達手段等	－	－
控除項目	－	－
その他	－	－
(B) リスクの合計額	479	691
$\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$		
一般保険リスク（R1）	397	559
予定利率リスク（R2）	－	－
資産運用リスク（R3）	100	57
経営管理リスク（R4）	16	21
巨大災害リスク（R5）	52	106
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	1,545.8	564.9

（注）上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

(2) ソルベンシー・マージン比率とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。

(3) 「通常の予測を超える危険」とは

次に示す各種の危険の総額を言います。

- ① 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより
(一般保険リスク) 発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
- ② 予定利率上の危険 : 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に
(予定利率リスク) 予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③ 資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて
(資産運用リスク) 変動することにより発生し得る危険等
- ④ 経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で
(経営管理リスク) 上記①～③及び⑤以外のもの
- ⑤ 巨大災害に係わる危険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)

(4) 「損害保険会社が有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは

損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額です。

なお、ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指数のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

5. 時価情報等

(1) 有価証券

平成13年度末

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

平成13年度末				
種 類		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	公社債	—	—	—
	株式	—	—	—
	外国証券	1,000	966	△ 33
	その他	3,001	2,977	△ 23
合計		4,001	3,943	△ 57

2. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額
(その他有価証券)

中期国債ファンド 平成13年度末 241百万円

平成14年度末

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

平成14年度末				
種 類		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	公社債	—	—	—
	株式	—	—	—
	外国証券	2,000	1,799	△ 200
	その他	1,141	1,101	△ 39
合計		3,141	2,901	△ 239

2. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額
(その他有価証券)

中期国債ファンド 平成14年度末 241百万円

(2) 金銭の信託

該当事項はありません。

(3) 金銭先物取引等

該当事項はありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

(5) 先物外国為替取引

該当事項はありません。

(6) 証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

該当事項はありません。

(7) 証券取引法に規定する有価証券先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（証券取引法第65条第2項第1号に規定する国債証券又は同項第6号八に規定する外国国債証券に係るものに限る。）

該当事項はありません。

6. その他

保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類については、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」による中央青山監査法人の監査を受け、監査報告書を取付けております。